

総務省行政相談センター

まぐみみ宮崎

令和6年台風10号による 被災者の皆様への生活支援 窓口案内（ガイドブック）

令和6年台風10号で被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

宮崎行政監視行政相談センターでは、被災者の皆様への生活支援に関する情報を提供するとともに、国民の皆様からのお問合せや相談を受け付けております。
お困りになっていることがありましたら、お気軽にご利用ください。

- 電話による相談受付：平日 8：30 ～ 17：15

※ 上記時間は、4月1日から9：00～16：45に変更されます。

※ 上記時間帯以外は留守番電話対応となります。

行政苦情 110 番：0985-24-1100（有料）

- インターネットによる相談受付（QRコードからもアクセスできます。）

URL：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html

- FAX：0985-24-3371



まぐみみ宮崎



総務省行政相談センター

総務省 宮崎行政監視行政相談センター

〒880-0805

宮崎市橘通東3-1-22 宮崎合同庁舎4階

電話：0985-24-3370

【ご注意】

このガイドブックに掲載している情報は、令和7年3月3日時点の情報で作成しております。各機関等の支援策等については、既に終了したものもありますので、各機関に直接お問い合わせください。

最新の情報は、宮崎行政監視行政相談センターホームページに掲載しております。

URL : <http://www.soumu.go.jp/kanku/kyusyu/miyazaki.html>



災害救助法の適用

災害救助法の適用が条件となっている支援措置があります。

今回の台風10号による宮崎県内の災害救助法適用市町村は、以下のとおりです。

(災害救助法施行令第1条第1項第4号による適用)

宮崎市

(災害救助法第2条第2項による適用)

宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、
えびの市、三股町、高原町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、川南町、都農町、
門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町

国の相談パートナーについてはこちら



< 目 次 >



住まいや身の回りのこと

- 1 罹^り災証明書の発行 (P.6)
- 2 公営住宅の提供 (P.7)
- 3 住宅の応急修理制度 (P.8)



お金のこと

- 4 宮崎県・市町村災害時安心基金支援金について (P.13)
- 5 住宅への融資 (P.14)
- 6 住宅ローンの返済について (P.14)
- 7 ひとり親世帯等への福祉資金貸付の特例措置 (P.15)
- 8 見舞金について (宮崎市) (P.15)
- 9 生活再建支援金について (宮崎市) (P.16)
- 10 災害援護資金貸付金について (宮崎市) (P.17)
- 11 生活必需品の給与・貸与について (宮崎市) (P.17)
- 12 学用品の給与について (宮崎市) (P.18)



役所の手続きのこと

- 13 税金の優遇措置 (P.18)
- 14 電気料金の支払期限の猶予 (P.20)
- 15 年金手帳などを紛失した場合・国民年金等の保険料が払えない場合 (P.21)
- 16 児童扶養手当等の特例措置 (P.22)
- 17 旅券手数料の減免 (P.22)
- 18 NHK受信料の免除 (P.23)
- 19 上下水道料金、給水装置工事申請手数料の減免 (P.23)



民間の手続きのこと

- 20 預貯金通帳・印鑑を紛失した場合 (P.25)
- 21 無料法律相談等の窓口 (P.25)



教育のこと

22 奨学金の緊急採用、返還期限猶予、JASSO支援金の受付 (P.26)



事業者・農業者の方へ

23 中小企業者を対象とした相談窓口 (P.27)

24 農業者を対象とした相談窓口等 (P.28)



医療・健康のこと

25 こころの悩みや健康に関する相談 (P.30)



その他の情報

26 ボランティアの派遣相談 (P.30)

27 災害ごみについて (P.31)

28 災害サポート・レンタカー（無償貸出し支援） (P.31)

29 ペット動物に関する相談窓口 (P.32)

30 消費者トラブル(災害に便乗した悪質商法等)の相談窓口 (P.33)

31 宮崎県・県内市町村ホームページ (P.33)

32 お役立ち情報ウェブサイト (P.34)



がいこくじんむけ じょうほう そうだんまどぐち
外国人向けの情報・相談窓口
For Foreign Residents

33 みやざきけんさいがいじ たげんごしえんせんたー
宮崎県災害時多言語支援センターについて (P.35)



住まいや身の回りのこと

1 ^り 罹災証明書の発行

- ◆ 「罹災証明書」は、住宅などの建物が地震の被害にあったことを証明するものです。生活再建支援金の申請、税金の減免、各種の融資の申請などに必要となる場合があります。

「罹災証明書」の発行については、お住まいの市町村の申請窓口へお問い合わせください。

令和6年11月27日で交付申請の受付を終了しています。

宮崎市にお住まいの方

- ・ 宮崎市役所本庁舎 危機管理課：0985-21-1730

【各総合支所 地域市民福祉課】

- ・ 佐土原総合支所 : 0985-73-1111
- ・ 田野総合支所 : 0985-86-1111
- ・ 高岡総合支所 : 0985-82-1111
- ・ 清武総合支所 : 0985-85-1111

【各地域センター】

- ・ 赤江地域センター：0985-51-4274
- ・ 木花地域センター：0985-58-1111
- ・ 青島地域センター：0985-65-1231

- ・ 住吉地域センター：0985-39-1314
- ・ 生目地域センター：0985-48-1111
- ・ 北地域センター：0985-41-1111

※ 受付時間：8時30分～17時15分（土日祝日を除く）

※ 民間保険会社の保険金の請求は、基本的に罹災証明書は不要です。

罹災証明書申請前にご加入の保険会社等にお問い合わせください。

※ 罹災証明書：災害により被害を受けた住家

（現実に居住のために使用している建物）

被災証明書：災害により被害を受けた非住家又は動産

（空き家、車庫、カーポート、物置、倉庫、自動車など）

2 公営住宅の提供

- ◆ 令和6年台風10号により被災された方に対し、公営住宅を一時的な居住の場として提供しています。

詳しくは、宮崎県又はお住まいの市町村にお問い合わせください。

宮崎県営住宅

- ・ 宮崎県建築住宅課公営住宅担当：0985-26-7196

宮崎市営住宅

- ・ 宮崎市建設部住宅課市営住宅係：0985-21-1804

都城市営住宅

- ・ 都城市では、自然災害に伴う市営住宅の暫定入居を受け付けています。

【問合せおよび申込先】

- ・ 都城市役所住宅施設課 （電話：0986-23-3105）
- ・ 山之口総合支所 産業建設課（電話：0986-57-1312）
- ・ 高城総合支所 産業建設課（電話：0986-58-2310）
- ・ 山田総合支所 産業建設課（電話：0986-64-1113）
- ・ 高崎総合支所 産業建設課（電話：0986-62-1113）

3 住宅の応急修理制度

- ◆ 災害救助法（施行令第1条第1項第4号）が適用された宮崎市が対象となります。

終了

「住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理」について

- ・ 住家が半壊又はこれに準ずる程度（準半壊程度相当）の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがあるものが対象となります。
- ・ 費用の限度額：1世帯あたり 51,500 円（税込み）
 - ※ 費用は市から修理業者に直接払います。
 - 限度額を超える部分は自己負担となります。
- ・ 完了期限：令和 6 年 9 月 27 日（金）まで

「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」について

- ・ 住家が大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない方に、居室・炊事場・便所等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理するものが対象となります。
- ・ 1世帯当たり 717,000 円（準半壊は 348,000 円）が上限となります。

- ・完了期限：令和 7 年 8 月 28 日（木）まで

◆ 詳しくは、宮崎市公共建築課（0985-21-1803）にお問い合わせください。

◆ 修理業者をお探しの方へ

- ・被災住宅の修理に協力いただける事業者団体の名簿を掲載します（次ページ）。
- ・業者によっては、作業までに日数を要する場合があります。
詳しくは、各事業者までお問い合わせください。

災害時における被災住宅の応急修理業者名簿(一般社団法人宮崎県建築業協会)

令和6年9月2日現在

宮崎地区協会				
	事業者名	所在地	電話番号	FAX番号
1	㈱金子組	宮崎市大塚町横立1508-5	0985-51-8492	0985-51-8492
2	㈱川越工務店	国富町大字本庄5648-1	0985-75-2201	0985-75-2206
3	㈱権工務店	宮崎市昭栄町5	0985-24-7508	0985-24-7534
4	㈱鶴本建設	宮崎市昭和町119	0985-22-6366	0985-25-9583
5	㈱大川建設	宮崎市波島1丁目40-7	0985-24-2702	0985-31-9524
6	太田総合建設㈱	宮崎市柳丸町43-10	0985-24-4826	0985-24-4661
7	㈱貴建設	宮崎市大字芳士2669-2	0985-39-5988	0985-39-6795
8	㈱川上建築	国富町大字森永1659-1	0985-75-4893	0985-75-4894
9	㈱大進建設	宮崎市江平町1丁目3-23	0985-32-9788	0985-32-9891
10	㈱新町工務店	宮崎市谷川2丁目5-18	0985-51-0788	0985-54-7693
11	㈱松下建設	宮崎市月見ヶ丘1丁目11-8	0985-53-1953	0985-53-1956
12	㈱安井工務店	宮崎市吉村町中原甲2702	0985-31-8131	0985-41-5260
13	㈱江口工務店	都城市祝吉3丁目9-10	0986-24-2823	0986-36-4433
14	㈱アートイブス	宮崎市大塚町流合4976-5	0985-54-6816	0985-54-6142
15	㈱岩切建設	宮崎市出来島町51-1	0985-23-2815	0985-23-2845
16	㈱岡留工務店	宮崎市吉村町中原甲2719-33	0985-29-1230	0985-29-1389
17	甲斐一成	宮崎市大字小松1173-37	0985-47-4246	—
18	宮崎住宅建設工業㈱	宮崎市希望ヶ丘1丁目37-24	0985-56-8511	0985-56-8513
19	㈱三洋技建	宮崎市大塚町迫田277-1	0985-47-4462	0985-47-0272
20	富永内装	宮崎市大島町平原966-1A-205	0985-23-4366	0985-23-4366
21	長友工務店	宮崎市大字赤江78-1	0985-56-5085	0985-56-2535
22	㈱西尾	宮崎市大坪東1丁目5-12	0985-53-2227	0985-54-7572
23	㈱西田工務店	宮崎市大字郡司分乙1591-9	0985-56-4348	0985-56-4350
24	樹工務店	宮崎市南花ヶ島町1-2	0985-29-2757	0985-29-2757
25	㈱ミツギ建設	宮崎市大塚台西2丁目37-11	0985-47-1312	0985-47-1371
26	外山建築	宮崎市大字富吉2607	0985-48-1645	0985-48-1645
27	㈱アトリエGEN	宮崎市大字有田118-3	0985-64-9501	0985-64-9502
28	㈱森建築	宮崎市大字浮田922-3	0985-48-3050	0985-48-7755
29	㈱宮崎日光工業	宮崎市大字赤江1249-8	0985-53-7456	0985-54-1249
30	㈱北工務店	宮崎市大字跡江741-1	0985-47-5611	0985-47-5640
31	㈱富永鋼建	宮崎市高岡町浦之名4759-3	0985-30-0177	0985-30-0188
32	㈱ムラカミ技建	宮崎市大字大瀬町238-1	0985-41-0745	0985-41-1623
33	㈱O G A T A	宮崎市山崎町宮下174	0985-26-0448	0985-26-1044
34	㈱杉工務店	宮崎市清武町加納甲 2300-6	0985-85-2340	0985-84-7833
35	オオアイラ屋根工業	宮崎市清武町今泉乙2170	0985-69-1692	0985-69-1692

災害時における被災住宅の応急修理業者名簿(宮崎県屋根工事組合連合会)

令和6年9月2日現在

	事業者名	所在地	電話番号	FAX番号
1	(株)ヒラヌマ延岡支店	延岡市伊達町3丁目88	0982-32-6216	0982-31-0422
2	(有)延岡瓦工業	延岡市別府町3569	0982-21-5388	0982-31-1871
3	(有)落合屋根材	日向市大字日知屋16436	0982-54-1826	0982-54-3686
4	(資)片伯部技建	延岡市緑ヶ丘5丁目15-15	0982-32-3484	0982-32-3497
5	(株)平和瓦	日向市財光寺1366-86	0982-52-2652	0982-52-2764
6	(有)文明堂	都農町川北4831	0983-25-0217	0983-25-2106
7	(株)日向瓦	高鍋町高鍋上江1360-1	0983-23-0318	0983-23-2345
8	TDKルーフ	延岡市富美山町83-281	0982-26-0880	0982-26-0880
9	飯塚粘土瓦工業	宮崎市大塚町宮田2950	0985-51-4851	0985-51-4859
10	(株)瓦の上田	西都市清水1625-1	0983-43-1157	0983-43-1147
11	(株)栗田瓦工業	宮崎市跡江4495-2	0985-48-1397	0985-48-1387
12	(有)心和瓦工業	綾町南俣130-1	0985-77-1189	0985-77-2282
13	(株)ツカサ	宮崎市生目4564	0985-47-1255	0985-47-1275
14	(株)日南セメント瓦工業所	日南市風田1458	0987-23-7811	0987-23-8197
15	(有)橋口瓦工業	宮崎市跡江4571-1	0985-47-6434	0985-47-6406
16	(株)ヒラヌマ	宮崎市大塚町原ノ前1622	0985-52-5833	0985-52-0890
17	宮崎瓦販売(株)	国富町竹田1763-8	0985-75-5361	0985-75-8371
18	三好粘土瓦工場	宮崎市田野町甲2005	0985-86-2155	0985-86-2155
19	平成瓦工業	新富町上富田4960-1	0983-30-2642	0983-30-2528
20	湯浅瓦工事店	宮崎市花山手東1-6-20	0985-51-1150	0985-51-1293
21	瓦田瓦店	宮崎市高岡町上倉永2609-11	0985-82-0704	0985-69-0489
22	平田瓦屋	宮崎市島之内9718-2	0985-39-1867	0985-39-1867
23	(有)上中野屋根工業	えびの市大字湯田59-1	0984-35-3324	0984-35-3409
24	(有)えのき	都城市山之口町富吉3553	0986-57-3000	0986-57-2992
25	(株)大洋ルーフ	三股町宮村2811	0986-52-3945	0986-52-3389
26	(有)丈真商事	都城市太郎坊町2103	0986-38-0205	0986-38-8111
27	(有)鶴田セコー瓦工業	三股町樺山2025-3	0986-52-4405	0986-52-7283
28	(有)東郷製瓦	都城市広原町30-3	0986-22-1486	0986-22-1640
29	(株)ナカムラスレート	都城市吉尾町2139	0986-38-1030	0986-38-2290
30	深港粘土瓦工場	都城市中原町6-6	0986-25-9189	0986-25-8516
31	(株)丸喜	都城市菓子野町10302-4	0986-37-0303	0986-37-0307
32	岩元瓦工業	鹿児島県曾於市財部町下財部1637-59	080-6430-2598	0986-75-1008
33	蒲生瓦工事店	都城市高崎町縄瀬2830-1	0986-77-4752	—

- ◆ 西都市では、令和6年台風10号により、住家に被害が生じた世帯に対して、
住家の再建等を支援するための支援金を支給しています（西都市独自の事業）。

令和7年3月31日終了

・支給対象者（①かつ②に該当する世帯）

- ① 台風第10号による被害を受けた者のうち、内閣府が定めた「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づく被害程度が、一部損壊（5万円以上の修繕費用を要するもの）以上の判定を受けた住家の世帯
- ② 突風により被害を受けた区域と定められた「被害区域」に居住していた世帯

・被害区域

- ① 妻地区 ：上町一丁目・二丁目、妻町一丁目・二丁目・三丁目、水流崎町、旭一丁目・二丁目、白馬町、寺崎
- ② 三財地区 ：岩崎
- ③ 都於郡地区：荒武

※ ただし、市長が特に認める場合は、「被害区域」外に居住する世帯にも支給されることがあります。

・支給額

大規模半壊、中規模半壊、半壊	： 717,000 円
準半壊	： 348,000 円
一部損壊（修繕に係る費用が5万円以上に限る）	： 50,000 円

・申請期限：令和7年3月31日まで

- ・一部損壊以上の世帯には、本支援金の「支給申請書兼請求書」がご自宅に届きます。

- ◆ 詳しくは、西都市福祉事務所地域福祉係にお問い合わせください。

・西都市福祉事務所地域福祉係

電話番号：0983-43-1111（内線 2401）
直通 ：0983-43-1206



お金のこと

4 宮崎県・市町村災害時安心基金支援金について

- ◆ 自然災害により、中規模半壊及び半壊並びに床上浸水以上の住家被害がある場合、以下の支援金が支給されます。宮崎県内であれば、居住市町村は問いません。

詳しくは、被災時に居住されていた市町村にお問い合わせください。

- ・ 全壊 20 万円
- ・ 大規模半壊 15 万円
- ・ 中規模半壊及び半壊 10 万円
- ・ 床上浸水 10 万円

- ◆ 宮崎市では、対象者の方へ、順次案内を送付します。
(生活再建支援金の案内に合わせて送付します。)

市町村	担当課	電話番号
宮崎市	福祉総務課	0985-21-1754
都城市	福祉課	0986-23-2980
延岡市	総合福祉課	0982-22-7016
日南市	福祉課	0987-31-1163
小林市	福祉課	0984-23-0111
日向市	福祉課	0982-52-2111
串間市	福祉事務所	0987-72-1123
西都市	福祉事務所	0983-43-1206
えびの市	福祉課	0984-35-1115
三股町	福祉課	0986-52-9061
高原町	町民福祉課	0984-42-1067
国富町	福祉課	0985-75-9403
綾町	福祉保健課	0985-77-1114

高鍋町	福祉課	0983-26-2010
新富町	福祉課	0983-33-6382
西米良村	福祉健康課	0983-36-1114
木城町	福祉保健課	0983-32-4733
川南町	福祉課	0983-27-8007
都農町	福祉課	0983-25-5714
門川町	福祉課	0982-63-1140
諸塚村	住民福祉課	0982-65-1119
椎葉村	福祉保健課	0982-68-7512
美郷町	町民生活課	0982-66-3604
高千穂町	福祉保険課	0982-73-1202
日之影町	町民福祉課	0982-87-3802
五ヶ瀬町	福祉課	0982-82-1702

5 住宅への融資

- ◆ 住宅金融支援機構では、機構融資（フラット35及び旧住宅金融公庫融資を含みます。）の返済、災害復興住宅融資等に関する被災された方からの相談を受けています。

- ・お客さまコールセンター（災害専用ダイヤル）：0120-086-353（無料）
ご利用いただけない場合は、次の番号におかけください。

TEL:048-615-0420（有料）

< 営業時間 >

9時～17時（祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。）

- ・災害復興住宅融資（建設・購入・補修）における（建設・購入）についての融資は、罹災証明書で「半壊」以上の方が対象です。

6 住宅ローンの返済について

- ◆ 住宅ローンの返済について、借入先の同意のもと、返済の免除や減額を申し出

る仕組み（自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン）があります。

詳しくは、借入先の金融機関にお問い合わせください。

- ◆ 借入先が銀行の場合、全国銀行協会相談室にお問い合わせいただくこともできます。

- ・ 全国銀行協会相談室 ナビダイヤル：0570-017-109 又は 03-5252-3772

- ・ 受付時間：9時～17時

7 ひとり親世帯等への福祉資金貸付の特例措置

- ◆ ひとり親世帯等の方について、居住する家屋が災害により損害（全壊・半壊・全焼・半焼・流出・床上床下浸水等）を受けた場合、福祉資金貸付の特例措置が設けられています。
- ◆ 宮崎市では、子育て支援課子ども給付室（母子父子支援担当）母子・父子自立支援員が相談に応じ、その上での申込みとなります。申込みから決定まで1か月程度かかりますので、お早めにご相談ください。
 - ・ 子ども未来部 子育て支援課：0985-21-1765

8 見舞金について（宮崎市）

- ◆ 宮崎市では、台風10号に伴う、一部損壊以上の住家被害を受けた全ての世帯を対象に、見舞金を支給しています。

終了

〈対象〉

市が実施している被害調査で被害を確認した住家及び罹災証明書交付申請により市が認定した住家の世帯

〈支給額〉

① 全壊：5万円

② 大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊：3 万円

※ 車、カーポート、倉庫、門等の住家以外の付帯物被害は、本見舞金の対象外です。

※ 別荘を所有する方や貸家の大家の方は、本見舞金の対象外です。

◆ 詳しくは、地域包括ケア推進課（0985-21-1773）にお問い合わせいただくか、宮崎市のホームページでご確認ください。

・宮崎市ホームページ

<https://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/health/welfare/welfare/390929.html>

9 生活再建支援金について（宮崎市）

◆ 宮崎市では、台風 10 号に伴う、準半壊以上の住家被害を受けた世帯を対象に、被害程度に応じて支援金を支給しています。

終了

〈対象者〉

住家被害（準半壊以上）を受けた世帯主

※ 市が実施している被害調査で被害を確認した住家および、罹災証明書交付申請により市が認定した住家の世帯

〈支給額〉

① 全壊、大規模半壊 1 世帯：30 万円

② 中規模半壊、半壊 1 世帯：20 万円

③ 準半壊 1 世帯：10 万円

◆ 窓口における手続等は不要。市から対象者の方へ、案内を送付します。

◆ 詳しくは、宮崎市福祉総務課（0985-21-1754）にお問い合わせいただくか、宮崎市のホームページでご確認ください。

・宮崎市ホームページ

https://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/life/fire_department/support/391450.html

10 災害援護資金貸付金について（宮崎市）

- ◆ 宮崎市では、台風 10 号により被災された方へ、生活立て直しのための災害援護資金の貸付を行っています。

終了

〈対象〉

負傷又は住居、家財に被害を受けた方（但し、世帯の所得合計額による）

〈限度額〉

150 万円～350 万円（被害状況等による）

〈利率〉

保証人あり 0%（据置期間中は無利子）

保証人なし 1.5%（据置期間中は無利子）

〈償還期間〉

10 年（据置期間 3 年もしくは、特別な事情がある場合は 5 年を含む）

〈申込期限〉

令和 6 年 11 月 29 日（金）まで

- ◆ 詳しくは、宮崎市福祉総務課（0985-21-1754）にお問い合わせいただくか、宮崎市のホームページでご確認ください。

・ 宮崎市ホームページ

https://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/life/fire_department/support/391055.html

11 生活必需品の給与・貸与について（宮崎市）

- ◆ 宮崎市では、住家の被害区分が「全壊」または「半壊（大規模半壊・中規模半壊）」の世帯に対し、被服、寝具その他生活必需品を支給しています。

・ 限度額は、世帯員数により異なります。

（例）全壊の場合 1 人世帯：19,800 円、3 人世帯：37,700 円

半壊の場合 1 人世帯：6,500 円、3 人世帯：13,000 円

終了

1 2 学用品の給与について（宮崎市）

- ◆ 宮崎市では、住家の被害区分が「半壊以上」の世帯のうち、災害により就学上支障のある小学校児童・中学校生徒に対し、学用品を支給しています。

- ・ 限度額

教科書・正規の教材：実費の範囲内

文房具・通学用品：小学生 5,200 円以内、中学生 5,500 円以内

終了

- ・ 被害調査の状況により、対象世帯を確認次第、案内を発送します。



役所の手続きのこと

1 3 税金の優遇措置

- ◆ 国税

- ・ 災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で

①「所得税法」による雑損控除の方法

②「災害減免法」による所得税の軽減免除による方法

のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。

- ・ 「所得税法」によるものは、対象となる資産の範囲等が「住宅や家財を含む生活に通常必要な資産」で、控除額は、①損失額から所得金額の10分の1、②損失額のうち災害関連支出の金額から5万円を差し引いた金額、のいずれか多い方の金額となります。

- ・ 「災害減免法」によるものは、対象となる資産の範囲等が「住宅または家財の損失額が、その価格の2分の1以上である場合」で、所得税等の軽減額はその年の所得金額によって異なります。（例えば、所得金額が

500万円以下の場合は、税額が全額免除となるなど。)

- ・詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

税務署名	電話番号	管轄区域
宮崎税務署	0985-29-2151	宮崎市、東諸県郡
都城税務署	0986-22-4377	都城市、北諸県郡
延岡税務署	0982-32-3301	延岡市、日向市、東臼杵郡、西臼杵郡
日南税務署	0987-22-3671	日南市、串間市
小林税務署	0984-23-3126	小林市、えびの市、西諸県郡
高鍋税務署	0983-22-1373	西都市、児湯郡

◆ 県税

- ・災害によって大きな損害を受けた場合、被災者に対して、個人事業税、不動産所得税、自動車税等の県税に関して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長の救済措置があります。
- ・詳しくは、最寄りの県税・総務事務所にお問い合わせください。

名称	電話番号	税の種別	管轄区域
宮崎県税・総務事務所	0985-26-7273 0985-26-7270 (猶予) 0985-26-7605 (自動車税)	法人県民税・法人事業税 ゴルフ場利用税	宮崎市 国富町 綾町
日南県税・総務事務所	0987-23-7136 0987-23-3771 (猶予)	県民税利子割 県たばこ税 鉾区税	日南市 串間市
都城県税・総務事務所	0986-23-4517 0986-23-4516 (猶予)	個人事業税 軽油引取税	都城市 三股町
小林県税・総務事務所	0984-23-3194	不動産取得税 狩猟税 産業廃棄物税	小林市 えびの市 高原町
高鍋県税・総務事務所	0983-23-0213	自動車税種別割	西都市 児湯郡
日向県税・総務事務所	0982-52-4147		日向市 東臼杵郡
延岡県税・総務事務所	0982-35-1811		延岡市 西臼杵郡
宮崎県税・総務事務所 課税第三課	0985-51-4269	自動車税及び軽自動車税の環境性能割	宮崎県全域

◆ 市町村税

- ・災害によって大きな損害を受けた場合、被災者に対して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長の救済措置があります。
- ・半壊以上の被害を受けた家屋や使用不能となった宅地・農地等については、被害の程度に応じて、固定資産税が減免されます。
- ・住宅または家財の損失額が一定規模以上あった方は、市町村民税・県民税が減免されることがあります（前年度の合計所得によって減免の割合が異なります。）。
- ・被害状況に応じて、国民健康保険料・国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料が減免されることがあります。
- ・詳しくは、市町村の窓口にお問い合わせください。

【宮崎市の場合】

・固定資産税	：資産税課	電話:0985-21-1743
・市県民税	：市民税課	電話:0985-21-1748
・国民健康保険税	：国保年金課	電話:0985-21-1746
・介護保険料	：介護保険課	電話:0985-42-7147
・後期高齢者医療保険料	：国保年金課	電話:0985-21-1746
・納税の猶予、分割納付	：納税管理課	電話:0985-21-1741
	国保収納課	電話:0985-21-1744
・保育料減免制度	：保育幼稚園課	電話:0985-21-1774

1 4 電気料金の支払期限の猶予

- ◆ 災害救助法が適用された市町村（※）においては、住居等に被害を受けられたお客さまからお申し出があった場合には、7月～10月分の電気料金の支払期日を1か月延長するなどの特別措置が講じられています。

終了

詳しくは、九州電力（株）にお問い合わせください。

※ 宮崎県内では、木城町・西米良村を除く、全市町村（24市町村）が対象となります。

・九州電力（株）

延岡営業所：0120-879-556

日向営業所：0120-879-557

高鍋営業所：0120-879-558

宮崎営業所：0120-879-559

都城営業所：0120-879-560

日南営業所：0120-879-561

15 年金手帳などを紛失した場合 国民年金等の保険料が払えない場合

- ◆ 年金手帳、年金証書を紛失した場合は、再発行ができます。
- ◆ 災害等によって財産に相当な被害を受け、国民年金保険料を納付することが困難な場合は、申請により免除を受けることができる制度があります。
- ◆ また、事業主や船舶所有者の方は、保険料（厚生年金保険料、健康保険料、船員保険料、子ども・子育て拠出金）を納付することが困難な場合、保険料の納付の猶予を受けることができる場合があります。

詳しくは、お近くの年金事務所にご相談ください。

・宮崎年金事務所：0985-52-2111

・高鍋年金事務所：0983-23-5111

・延岡年金事務所：0982-21-5424

・都城年金事務所：0986-23-2571

<受付時間>

- ・ 月曜から金曜：午前8時30分から午後5時15分まで
- ・ 週初の開所日：午前8時30分から午後7時00分まで
- ・ 第2土曜：午前9時30分から午後4時00分まで

1 6 児童扶養手当等の特例措置

- ◆ 児童扶養手当の受給資格がある方で、災害により住宅・家財などの財産価値のおおむね2分の1以上の損害を受けられた方は、所得制限を一時的に解除し、全部支給となる特例措置を受けられる場合があります。

詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください。

【宮崎市の場合】

- ・ 宮崎市役所 子育て支援課 子ども給付室：0985-21-1765
- ・ 適用期間：被災した月から翌年の10月分までの手当
- ・ 申請期限：被災した日から14日以内に申請が必要です。

1 7 旅券手数料の減免

- ◆ 令和4年の旅券法令改正により、令和5年3月27日から、大規模災害の被災者の経済的負担軽減を目的として、特に必要と認める場合にパスポートの発給手数料を減免することが可能となりました。
- ◆ 減免を受けるためには、通常のパスポート申請書類の他、罹災証明書（全壊、半壊、床上浸水の被災事実を証明するもの）及び災害発生時の居住地を証明する書類（住民票の写し等）の提出が必要です。

詳しくは、お近くの旅券窓口にお問い合わせください。

18 NHK受信料の免除

- ◆ 災害救助法が適用された市町村（※）においては、半壊、半焼又は床上浸水以上の被害を受けた場合に、放送受信料の免除を実施します。

終了

詳しくは、NHK（0570-077-077）にお問い合わせください。

- ・ 免除の期間：令和6年8月～9月までの2か月間

※ 宮崎県内では、木城町・西米良村を除く、全市町村（24市町村）が対象となります。

19 上下水道料金、給水装置工事申請手数料の減免

- ◆ 宮崎市上下水道局では、令和6年台風10号により建物に被害を受けた方へ以下の支援を実施しています。

上下水道料金の減免

終了

- ・ 対象者：住居等に被害を受けた上下水道使用者
- ・ 全壊、大規模半壊、半壊、床上浸水、準半壊：全額減免（1検針期（2か月分））
- ・ 床下浸水、一部損壊：基本料金半額減免（1検針期（2か月分））
- ・ 支援対象となる検針期

奇数月検針：9月検針分、11月検針分のうち、1期分（使用量の大きい方）

偶数月検針：10月検針分

- ・ 申請期間：令和6年10月1日から令和7年1月31日まで
- ・ 市の被害調査において、全壊、大規模半壊、半壊、床上浸水、準半壊の方については、申請書をお送りします。なお、床下浸水、一部損壊の方は申請不要
- ・ 詳しくは、上下水道局料金課（0985-26-7518）にお問い合わせください。

給水装置工事の手数料減免

- ・ 全壊、大規模半壊、半壊、床上浸水、準半壊の被害を受けた方が、被災した住居や事業所等の建替え、修復に伴い、給水装置の新設等申込みを行う場合に、設計審査手数料及び完成検査手数料を全額免除します。
- ・ 支援期間は、令和6年9月24日から令和7年9月23日まで
- ・ 手数料減免の事例（※一般住宅の場合で給水管の口径: ϕ 20mm以下の場合）
設計審査手数料：2,000円、完成検査手数料：2,500円、合計4,500円の減免
- ・ 詳しくは、上下水道局給排水設備課（0985-26-7511）にお問い合わせください。



民間の手続きのこと

20 預貯金通帳・印鑑を紛失した場合

- ◆ 金融機関、証券会社、生命保険会社、損害保険会社等では通帳、保険証書や印鑑を紛失した場合でも、本人確認ができれば、預貯金、保険金等の払戻しができます。

- ・各金融機関（銀行、信用金庫、信用組合）、保険会社等の窓口
- ・ゆうちょコールセンター：0120-108-420

21 無料法律相談等の窓口

- ◆ 宮崎県弁護士会では、台風10号で被災された方を対象として、電話による相談・情報提供を実施しています。

終了

- ・宮崎県弁護士会：0985-22-2466
- ・受付時間：平日9:00～17:00
- ・受付期間：令和6年9月9日（月）～10月31日（木）
 - ※受付後、相談担当弁護士が折り返し電話をします。
 - ※ご希望のタイミングでの折り返しはできない場合があります。予めご了承ください。
- ・相談時間：30分以内

- ◆ 日本司法書士会連合会では、台風10号で被災された方を対象として、フリーダイヤルによる電話相談を開始しています。

終了

- ・ 0120-315199(サイガイキュウキュウ (災害救急))
- ・ 実施期間：令和 6 年 12 月 26 日 (木) まで (土日・祝日を含む)
※終了日は変更する可能性があります。
- ・ 受付時間：午後 5 時から午後 8 時まで
- ・ 災害対応実績のある司法書士に直接つながります。



教育のこと

2 2 奨学金の緊急採用、返還期限猶予、JASSO支援金の受付

- ◆ 独立行政法人日本学生支援機構 (JASSO) では、災害救助法適用地域の世帯の学生に対する給付奨学金の家計急変採用、貸与奨学金の緊急採用・応急採用、奨学金返還者からの減額返還・返還期限猶予の願出を受け付けています。

給付奨学金 (家計急変採用)、貸与奨学金 (緊急採用・応急採用) については、在学している学校を通じて申し込む必要があります。

また、減額返還・返還期限猶予については、「奨学金減額返還願」もしくは「奨学金返還期限猶予願」を日本学生支援機構へ提出する必要があります。

- ◆ 学生本人が居住する住宅に半壊以上等の被害を受けた方に対し、在学している学校を通じて JASSO 支援金 (10 万円、返還不要) の申請受付をしています。

- ◆ 詳しくは、独立行政法人日本学生支援機構にお問合せください。

- ・ 奨学金に関するお問い合わせ：

奨学金相談センター 0570-666-301 (ナビダイヤル)

月曜～金曜：9 時 00 分～20 時 00 分 (土日祝日・年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)を除く)

<https://www.jasso.go.jp/about/press/jp2024082901.html>



事業者・農業者の方へ

2 3 中小企業者を対象とした相談窓口

- ◆ 被害を受けられた中小企業者の方々を対象に災害復旧貸付の利用や融資及び返済についての特別相談窓口を設置しています。

詳しくは、次の相談窓口にお問合せください。

宮城県

- ・ 商工政策課商工団体・商業振興担当（経営相談全般）
電話：0985-26-7098
- ・ 商工政策課経営金融支援室（金融相談全般）電話：0985-26-7097
- ・ 日南県税・総務事務所総務商工センター 電話：0987-22-2714
- ・ 都城県税・総務事務所総務商工センター 電話：0986-23-4518
- ・ 延岡県税・総務事務所総務商工センター 電話：0982-33-2862

商工団体等（経営相談全般）

- ・ 商工会議所

延 岡	0 9 8 2 - 3 3 - 6 6 6 6	宮 崎	0 9 8 5 - 2 2 - 2 1 6 1
日 向	0 9 8 2 - 5 2 - 5 1 3 1	都 城	0 9 8 6 - 2 3 - 0 0 0 1
高 鍋	0 9 8 3 - 2 2 - 1 3 3 3	日 南	0 9 8 7 - 2 3 - 2 2 1 1
西 都	0 9 8 3 - 4 3 - 2 1 1 1	串 間	0 9 8 7 - 7 2 - 0 2 5 4
小 林	0 9 8 4 - 2 3 - 4 1 2 1		

- ・ 宮城県商工会議所連合会 : 0985-22-2161
- ・ 宮城県商工会連合会 : 0985-24-2055
- ・ 宮城県中小企業団体中央会 : 0985-24-4278
- ・ 中小企業庁 宮城県よろず支援拠点 : 0985-74-0786

宮崎市

- ・市観光商工部 産業政策課：0985-21-1792

(株) 日本政策金融公庫

- ・国民生活事業（災害貸付）

宮崎支店（国民生活事業）：0570-098502

延岡支店（国民生活事業）：0570-098531

- ・中小企業事業（災害復旧貸付）

宮崎支店（中小企業事業）：0985-24-4214

<国の教育ローン>

- ・国民生活事業（教育貸付の災害特例措置）

宮崎支店（国民生活事業）：0570-098502

延岡支店（国民生活事業）：0570-098531

独立行政法人 中小企業基盤整備機構

- ・小規模企業共済災害時貸付

中小企業基盤整備機構共済相談室：050-5541-7171

2 4 農業者を対象とした相談窓口等

- ◆ 宮崎県は、台風第10号により、農業経営に支障が生じている農業者を支援する

ため、県独自の低金利融資制度「災害資金」を発動しています。

詳しくは、宮崎県農業普及技術課にお問い合わせください。

・宮崎県農業普及技術課農業金融担当：0985-26-7131

- ◆ また、宮崎県では、被災された農業者の方の農業経営をサポートできるよう、県内全ての農業改良普及センターに営農相談窓口を設置し、栽培や農業経営、資金等に関する相談に対応しています。

名 称	電話番号	管轄区域
中部農林振興局普及企画課・農業経営課 (中部農業改良普及センター)	0985-30-6121	宮崎市、国富町、綾町
南那珂農林振興局普及企画課・農業経営課 (南那珂農業改良普及センター)	0987-21-9550	日南市、串間市
北諸県農林振興局普及企画課・農業経営課 (北諸県農業改良普及センター)	0986-38-1554	都城市、三股町
西諸県農林振興局普及企画課・農業経営課 (西諸県農業改良普及センター)	0984-23-5105	小林市、えびの市、高原町
児湯農林振興局普及企画課・農業経営課 (児湯農業改良普及センター)	0983-43-2311 0983-41-4011 (西米良駐在所)	西都市、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町
東臼杵農林振興局普及企画課・農業経営課 (東臼杵南部農業改良普及センター)	0982-68-3100	日向市、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町
東臼杵農林振興局農業普及課 (東臼杵北部農業改良普及センター)	0982-32-3216	延岡市
西臼杵支庁農業普及課 (西臼杵農業改良普及センター)	0982-72-2158	高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町

- ◆ 被災された農林漁業者を対象に農林漁業セーフティネット資金等の利用や融資についての相談窓口を設置しています。

・日本政策金融公庫 宮崎支店 農林水産事業：0985-29-6811



医療・健康のこと

25 こころの悩みや健康に関する相談

- ◆ 宮崎市では、災害にあわれた方のこころの悩みや健康に関する相談を電話で受けています。頭痛、動悸、食欲がない、眠れないなど、こころとからだの変化について心配があるときは、お近くの医療機関や各地区の保健センターなどへご相談ください。

- ・ 市中央保健センター : 0985-29-5281
- ・ 市総合福祉保健センター（江南） : 0985-52-1506
- ・ 佐土原保健センター : 0985-73-1115
- ・ 田野保健センター : 0985-86-0117
- ・ 高岡福祉保健センター「穆園館」 : 0985-82-5294
- ・ 清武保健センター : 0985-85-1144

<保健センター利用時間・休日>

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

※ 土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）は休み



その他の情報

26 ボランティアの派遣相談

- ◆ 宮崎市社会福祉協議会では、片付けの手伝い、家財道具の搬出、敷地内の土砂除去など、ボランティアの派遣に関する相談を受け付けています。

屋根の補修など専門性の高い作業や危険な作業には対応できませんので、ご注

意ください。

- ・ 宮崎市社会福祉協議会 ボランティアセンター：0985-52-7170、0985-52-5131
- ・ 平日のみ 9:00～16:00 受付

27 災害ごみについて

- ◆ 宮崎市では、突風被害が発生した地域の方が、災害ごみをエコクリーンプラザみやざきへ直接搬入される場合の災害ごみの搬入手数料（100キログラム毎に220円）を免除しています。

終了

- ・ 災害ごみ搬入手数料の免除に関する問い合わせ

宮崎市環境施設課：0985-30-6511

- ・ 免除期間

令和6年12月2日（月）から令和7年1月31日（金）まで

- ・ 手続き

受付時に、罹災証明書 または 被災届出証明書を提示してください。

- ・ その他

エコクリーンプラザみやざきの開場日時及び持込の注意事項につきましては、宮崎市ホームページをご確認ください。

<https://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/life/trash/bring/>

28 災害サポート・レンタカー（無償貸出し支援）

- ◆ 日本カーシェアリング協会では、地元コンビニエンスストアとタイアップし、

宮崎市内に臨時拠点を設置して、被災された方や支援活動を行う団体を対象に車の無償貸出し支援を行っています。

終了

< 申込 >

- ・ 予約申込フォーム：

<https://www.japan-csa.org/blog/202409disaster>（24時間申込OK）

- ・ 予約専用電話番号：050-5482-3677（9:30～16:00） ※ 日曜・祝日 休み

< 支援概要 >

- ・ 対象：令和6年台風10号で被災された方、支援活動を行う団体

※ 対象外となる方：被災地の事業を請け負う会社

医師から運転を止められている方

個人のボランティア（支援団体などに所属していない）

- ・ 短期貸出：軽トラック、軽バン、軽乗用車（最長3日間、何度でも利用可）

長期貸出：軽・普通乗用車（1ヶ月毎更新）

- ・ 無料貸出期間：短期貸出は、2024年10月8日まで

長期貸出は、2024年12月15日まで

- ・ 貸出場所：日本カーシェアリング協会 宮崎市臨時拠点

（宮崎市赤江1507-1セブンイレブン宮崎飛江田店内）

29 ペット動物に関する相談窓口

- ◆ 宮崎市動物愛護センターでは、宮崎市の提供する宿泊施設などに避難される方

国 富 町	http://www.town.kunitomi.miyazaki.jp/
綾 町	https://www.town.aya.miyazaki.jp/
高 鍋 町	https://www.town.takanabe.lg.jp/
新 富 町	https://www.town.shintomi.lg.jp/
西 米 良 村	https://www.vill.nishimera.lg.jp/
木 城 町	https://www.town.kijo.lg.jp/
川 南 町	https://www.town.kawaminami.miyazaki.jp/
都 農 町	https://www.town.tsuno.lg.jp/
門 川 町	https://www.town.kadogawa.lg.jp/
諸 塚 村	https://www.vill.morotsuka.miyazaki.jp/
椎 葉 村	https://www.vill.shiiba.miyazaki.jp/
美 郷 町	https://www.town.miyazaki-misato.lg.jp/
高 千 穂 町	https://www.town-takachiho.jp/
日 之 影 町	https://www.town.hinokage.lg.jp/
五 ケ 瀬 町	https://www.town.gokase.miyazaki.jp/

3 2 お役立ち情報ウェブサイト

【政府広報オンライン】

- ・ 防災・災害について知っておいてほしいこと

https://www.gov-online.go.jp/tokusyuu/cu_bosai/

【宮崎県】

- ・ 台風10号に伴う災害対策本部の設置

<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/kiki-kikikanri/bosai/saigai/20240827195011.html>

【宮崎市】

- ・ 宮崎市の復旧・復興支援について

https://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/life/fire_department/support/



がいこくじんむ じょうほう そうだんまどぐち
外国人向けの情報・相談窓口
For Foreign Residents

33 みやざきけんさいがい じ た げ ん ご し え ん
宮崎県災害時多言語支援センターについて

- ✓ We have set up the Miyazaki Prefecture Multilingual Disaster Support Center.
- ✓ 宮崎県政府与宮崎県国際交流協会已开设多语言支援中心。
- ✓ 宮崎縣政府及宮崎國際交流協會已經設立多語言支援中心。
- ✓ 미야자키현 재해시 다언어 지원 센터를 설치했습니다.

◆ みやざきけん (こうざい) みやざきけん こくさい こうりゅう きょうかい は「みやざきけん さいがい じ た げ ん ご
支援センター」を せっち し、ひさい しちょうそん からの 支援 依頼 に 基づき、
しちょうそん たい ほんやく つうやく し え ん おこな けんない がいこくじん む
市町村に対する 翻訳・通訳の支援を行 う ほか、県内 外国人に向けて
しゅうち ひつよう さいがい かんれん じょうほう た げ ん ご はっしん おこな
周知する必要がある 災害 関連 情報の多言語での発信を行っています。

・ 連絡先：TEL 080-8594-6908

・ 設置場所：(公財) 宮崎県国際交流協会内

みやざき し たちばなどおり ひがし か り ー の みやざき ち か かい
宮崎市 橘通 東4-8-1 カリーノ 宮崎地下1階

・ 開設時間：原則24時間

(公財) 宮崎県国際交流協会のホームページ

<https://www.mif.or.jp/>